

令和2年かすみがうら市教育委員会6月定例会 会議次第

日時 令和2年6月23日(火)
午前9時～
場所 霞ヶ浦庁舎 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 教育長報告

4 議題

- (1) 報告第 7号 かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について
- (2) 報告第 8号 (仮称)千代田中学校区義務教育学校開校準備委員会(統合委員会)委員の委嘱について
- (3) 報告第 9号 かすみがうら市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
- (4) 報告第10号 かすみがうら市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について
- (5) 報告第11号 かすみがうら市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
- (6) 議案第14号 かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について
- (7) 議案第15号 かすみがうら市立学校給食費徴収規則の制定について

5 その他

- (1) 学校再開に伴う今後の教育活動について
- (2) その他

6 閉会

令和2年かすみがうら市教育委員会6月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和2年6月23日(火) 開会 午前 9時00分
閉会 午前10時27分
- 2 開催場所 霞ヶ浦庁舎 大会議室
- 3 出席委員 教育長 大山 隆 雄
委員 田 澤 高 保 (教育長職務代理者)
委員 中 島 和 彦
委員 坂 本 雅 子
委員 梶 本 梓
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員以外の出席者
教育部長 田 崎 守 一
学校教育課長 岩 井 雄一郎
生涯学習課長 仲 澤 勤
スポーツ振興課長 齋 藤 明
教育指導室長 奥 沢 哲 也
学校教育課 課長補佐 永 田 昌 之 (書記)
学校教育課 総務担当係長 江後田 忍 (書記)
- 6 議題
 - (1) 報告第 7号 かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について
 - (2) 報告第 8号 (仮称)千代田中学校区義務教育学校開校準備委員会(統合委員会)委員の委嘱について
 - (3) 報告第 9号 かすみがうら市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
 - (4) 報告第10号 かすみがうら市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - (5) 報告第11号 かすみがうら市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
 - (6) 議案第14号 かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について
 - (7) 議案第15号 かすみがうら市立学校給食費徴収規則の制定について
- 7 その他
 - (1) 学校再開に伴う今後の教育活動について

(2) その他

8 傍聴者 なし

9 会議の大要 別紙のとおり

開会 午前9時00分

- 事務局** 起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしく願いいたします。
- 教育長** 皆さん、おはようございます。
会議に入る前にご報告がございます。
6月2日から開催されておりました、市議会第2回定例会におきまして、最終日の17日付けで中島和彦さんの教育委員会委員の任命について、同意が得られ、明後日25日付けで再任されることとなりましたので、ご報告させていただきます。
任期は、令和2年6月25日から令和6年6月24日までの4年間となります。
それでは、ご挨拶をいただきたいと思います。
中島さん、お願いいたします。
- 委員** 皆さん、おはようございます。
只今、大山教育長からお話がありましたが、また4年間、教育委員会委員として務めさせていただきますのでよろしく願いいたします。
新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する問題や千代田中学校区義務教育学校の2年後の開校を最後まで見届けたい部分もありますので、引き続き務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。
- 教育長** ありがとうございます。
それでは、本日は、4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。
これより、令和2年かすみがうら市教育委員会6月定例会を開催いたします。
最初に、事前に送付いたしました5月定例会の会議録につきまして、訂正等の確認をさせていただきます。
訂正等がございましたら、この場で申し出ていただきますよう、お願いいたします。

(「特になし」の声あり)
- 教育長** 特にございませんか。
それでは、こちらを決定稿とさせていただきます、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。
続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。

(資料に基づき6～7月の教育長動静について報告)
- 教育長** ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「特になし」の声あり）

教 育 長

特にございませんか。

それでは議事に入る前に、令和2年かすみがうら市議会第2回定例会において、教育委員会に関する一般質問及び緊急質問がございましたので、その内容について

教育部長より、報告をお願いいたします。

教 育 部 長

それでは、別添資料「令和2年かすみがうら市議会第2回定例会における一般質問及び答弁内容等について」をご覧ください。

初めに、会期につきましては、6月2日から17日までの16日間で行われました。

次に、本会議の状況でございますが、発言通告は全体で6名の議員が質問をいたしております。

その内、教育行政に係る発言通告につきましては、4名の議員で行われました。

通告者及び質問主題ですが、小倉議員の「新型コロナウイルス感染症対策について」から宮嶋議員の「千代田中学校区の小学校統合以降の放課後児童クラブの在り方について」までの4項目6件で行われました。

質問及び答弁の要旨でございますが、今回の定例会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、一般質問、通常1人当たり90分の質問時間のところ、45分以内に短縮されております。

また、宮嶋議員からの緊急質問が議会最終日に行われております。

初めに小倉議員の質問要旨といたしまして、1点目は、新型コロナウイルスの「感染予防に対する本市の取組みについて」の質問でございます。

答弁といたしましては、2ページになりますが、これまでの取り組みとして、3密となる1つ1つの条件が発生しないよう配慮し、換気の徹底、近距離での会話時のマスク着用を徹底し、感染予防に努めており、具体例として、スクールバス、児童生徒の健康管理、除菌対策、学校におけるマスク対策や、「教室での対応」、「給食」、「体育や音楽の授業」における対応策を申し上げ、特に給食時における飛沫の飛散防止策として独自に考案した机の上に置くパーティションを全児童生徒に配備し、感染予防を図っていく旨を答弁としております。

2点目は、「沈静化しつつある中、今後の社会経済活動の再開について」の質問に対しては、教育長から、児童生徒の学習面を中心に答弁をしております。

学校の再開については、政府の緊急事態宣言の解除を受け、県の茨城版コロナネクストの指針に沿った形で、各校の実態に合わせ分散登校を段階的に進め、6月8日（月）から通常授業を開始したこと、臨時休業期間中における家庭学習の取り組みとしては、家庭学習の手引きや課題を作成・配付し、遠隔学習においては、茨城県教育委員会が「いばらきオンラインスタディ」動画を配信し、教科書に基づく計画的な学習支援を行い、各学校の教員においても、電話やメール等で学習支援を行ってきたこと、加えて、インターネット環境が整っていない家庭に対しては、家庭訪問による課題等のプリント配付のほか、学習動画のDVDを配付し、また、動画機器のない家庭には、DVDプレーヤーの貸し出しを行い、学習状況の把握や補充など、個別指導を進めてきたこと、今後は、国のギガスクール構想を活用し、児童生徒1人1台のタブレット端末整備に向け、準備を進めていくことや、臨時休業中における未実施の授業については、夏季休業日を授業日とするなど、日課の工夫や調整をすることで、授業時数を確保して

いくとともに、特に小学校6年生と中学校3年生については、進学や入学試験等で、不利が生じないように、補充的な学習の充実を図っていくことを申し上げ、最後に、学校の再開に当たっては、児童生徒の家庭と、地域のご協力により、再開することが出来たことに対し、感謝を申し上げ、答弁としております。

続きまして、設楽議員の質問要旨として、「学校教育における“三密”感染防止対策と進級・ICT化について」の中で「①除菌・マスク・手洗い—三密対策、分散登校について」の質問に対し、答弁を資料記載のとおり用意しておりましたが、時間の関係上及び小倉議員の一般質問と重複することから、答弁は結構ですということで、特にエアゾール感染対策（身体的距離の確保の対策）について質問があり、「1mの間隔を確保した場合、1クラスの生徒数は何人か」との質問に対し、一般的に普通教室の面積を縦横約8m四方として換算すると36名となる旨をお答えしております。

次に「②のネットワーク授業対応における1人1台パソコンの総費用と実施計画について」の質問につきましては、児童生徒用パソコンの現有台数の保有状況と国の今年度補正予算事業を最大限に活用し、タブレット端末1人1台の早期整備に向け、計画の見直し作業を進めていることや、今後のタブレット整備計画においては、全体で3,250台、総事業費3億3,000万円、国の補助もあり、本市の負担額は2億3,800万円で、また特別交付税による予算措置がされる旨を答弁としております。

次の「保育所・放課後児童クラブ・スクールバスの感染防止三密対策について」は、小倉議員への答弁と同様の内容でお答えしております。

続きまして、佐藤議員の質問要旨としては、「新型コロナウイルス感染症への対策が長期に渡って必要となっている中、千代田中学校区統合小学校に24億円もかけて施設一体型の義務教育学校が、いま必要なのか。学校は地域コミュニティの核であり、今でも千代田地区では特色ある学校運営がなされている。複式学級が悪い訳ではない。上佐谷小学校では、かえって学力が向上していると聞く。つくば市の検証委員会では「中一ギャップ」の解消の効果はなく、むしろ新しく「小六問題」という問題が提起されており、いま、慌てて実行することはやめ、霞ヶ浦地区の統廃合を検証し、見直しを含め再検討すべきだと考えるが。」との質問に対し、答弁といたしましては、本市の小中学校の統合整備については、平成25年3月に適正規模化計画を策定し、平成29年5月には千代田地区の一部改訂を行い、これまで地域の方々への説明会を繰り返し実施し、ご理解いただいた上で現在進めている事業であること、進捗状況においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休業の影響等もあり、現在は具体的な活動を控えている状態であること、今後は、小学校4校の合同学習や小中一貫教育推進委員会のほか、教職員の合同研修などを行っていくこととし、義務教育学校における小中一貫教育の有効性として、「中1ギャップ」の防止や、千代田中学校区における小学校の適正規模化が図られ、さらに、小規模特認校として、地域の特性を生かした特色ある教育が展開できること、また、「小6問題」においても、先進校が行っている4・3・2学年の区切りに、柔軟性を持たせ、6年生にもリーダーとしての自覚を促すような教育活動を取り入れることで、中学部へのステップアップの意識を持たせていくことが、有効であるとともに、開校に向けた今年度の予定について申し上げ答弁としております。

以上が一般質問の答弁概要でございます。

次に緊急質問でございますが、宮嶋議員から緊急質問が議会最終日に提出されております。

緊急質問に至った理由として、令和2年度予算審査特別委員会において、福祉部所管の千代田中学校区放課後児童クラブ施設整備等設計業務委託費については、放課後児童クラブの統合が正式に決まっていなかったことが明らかになったことから、正式決定まで予算執行しないとの答弁があったが、6月末には入札が行われ、発注される予定とのことである。どのような過程を経て予算執行が決定されたのか、というものでした。

そのうち、教育委員会への質問として、「統合小学校基本計画策定委員会の会議録を確認しても、統合について議論をした経過が認められない。策定委員会で統合そのものについて議論がなされていないのに「基本計画」に統合と記載されているのはなぜか。学校教育課が勝手に決めたのか。」との質問がありました。

答弁といたしましては、小学校統合整備における放課後児童クラブについては、国の「放課後子ども総合プラン」を前提に進めてきたこと、霞ヶ浦南小学校及び北小学校においても、この総合プランのもと進めてきており、これまで保護者からは、特にご意見等がなく、このような理由から福祉部所管の千代田中学校区児童館統合整備については、子ども家庭課と学校教育課において整備案を作成し、基本計画策定委員会の中で地域の方々のご意見を取り入れ、基本計画の策定に至った旨を答弁としております。

以上が、今回の質問及び答弁内容の概要でございます。

詳細につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

教 育 長

ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

特にございませつか。

無いようでしたら、議事に入ります。

報告第7号「かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

学校教育課長

資料3ページをご覧ください。

報告第7号「かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について」、令和2年6月23日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。

かすみがうら市学区審議会委員の解嘱及び委嘱について、かすみがうら市学区審議会条例第3条の規定に基づき、別紙のとおり解嘱及び委嘱しました。

つきましては、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条及びかすみがうら市教育委員会事務専決規程第2条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

解嘱した者、委嘱した者、委嘱期間につきましては、4、5ページをご覧ください。

委員につきましては、小中学校のPTA役員及び学識経験者の合計17名の方を委嘱しております。

この学区審議会の任務は、教育委員会からの小中学校の学区(通学区域)の諮問に応じ、答申をいただく機関でございまして、小中学校のPTA役員及び学識経験者から組織されているものでございます。

直近の諮問・答申につきましては、令和元年12月16日に千代田中学校区の統合校の学区について諮問をいたしまして、翌月の令和2年1月20日に答申をいただいた経過がございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 質疑が無いようですので、報告第7号については、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、報告第7号については、報告のとおり承認されました。
次に、報告第8号「(仮称)千代田中学校区義務教育学校開校準備委員会(統合委員会)委員の委嘱について」を議題といたします。
事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

学校教育課長 資料6ページをご覧ください。
報告第8号「(仮称)千代田中学校区義務教育学校開校準備委員会(統合委員会)委員の委嘱について」、令和2年6月23日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。

(仮称)千代田中学校区義務教育学校開校準備委員会(統合委員会)委員の委嘱について、かすみがうら市立小中学校統合委員会の設置に関する要綱第2条第2項の規定に基づき、別紙のとおり委嘱しました。

つきましては、かすみがうら市教育委員会事務専決規程第2条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

解嘱した者、委嘱した者、委嘱期間につきましては、7ページをご覧くださいと思います。

委員につきましては、地域代表、保護者代表、教職員代表から合計19名の方を委嘱しております。

この開校準備委員会は、千代田中学校区義務教育学校の令和4年4月開校を目指し、この義務教育学校の名称(案)をはじめ、スクールバス等の通学体制、校章、校歌、制服、体操着、PTA組織の設立等をご協議いただくものです。このほか、廃校となる小学校の跡地利用につきましても、ご意見をいただく予定でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

教 育 長 仮称の中で「統合委員会」とありますが、今後も使用される予定ですか。

学校教育課長 「かすみがうら市立小中学校統合委員会の設置に関する要綱」に基づいて明記されているものでございますが、統合が良いか悪いかという審議にならないよう、今回は開校準備委員会という名称で会議を進めていく予定でございます。

- 教 育 長** 「統合委員会」という名称は削除できないですか。
- 学校教育課長** 会議の中では「統合委員会」という名称は使用しません。
- 教 育 長** 以前、千代田地区では統合委員会の中で、統合をするかどうかを決めるという解釈をされていた方がおり、霞ヶ浦地区とは違った受け止め方をされた状態で会議を進めていたこともありましたので、「統合委員会」という名称を削除できるのであれば、その方が分かりやすいのではないかと思います。
- 学校教育課長** 会議では「開校準備委員会」という名称を使用していく予定でございます。
- 教 育 長** その他ございますか。
- (「質疑なし」の声あり)
- 教 育 長** 質疑が無いようですので、報告第8号については、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 教 育 長** ご異議なしと認めます。
よって、報告第8号については、報告のとおり承認されました。
次に、報告第9号「かすみがうら市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。
事務局、生涯学習課より、説明をお願いいたします。
- 生涯学習課長** それでは、資料8ページをご覧ください。
報告第9号「かすみがうら市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」、令和2年6月23日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。
かすみがうら市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、かすみがうら市社会教育委員に関する条例第3条及び第6条の規定に基づき、別紙のとおり解嘱及び委嘱しました。
つきましては、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条及びかすみがうら市教育委員会事務専決規程第2条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものです。
解嘱した者及び委嘱した者並びに委嘱期間につきましては、9、10ページのとおりになっております。
社会教育委員とは、社会教育法の規定に基づき、かすみがうら市社会教育委員に関する条例を定め、設置しているものでございます。
役割は、教育委員会の諮問に応じ、社会教育に関する事項について調査、審議し答申するとともに教育委員会に意見を述べることでございます。
現在、委員は15名で学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者により組織されており、任期は2年間となっております。
説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 質疑が無いようですので、報告第9号については、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、報告第9号については、報告のとおり承認されました。
次に、報告第10号「かすみがうら市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。
事務局、学校教育課 教育指導室より、説明をお願いいたします。

教育指導室長 それでは、資料11ページをご覧ください。
報告第10号「かすみがうら市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について」、令和2年6月23日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名で
ございます。
かすみがうら市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について、かすみがうら市教育支援委員会条例第3条第2項の規定に基づき、別紙のとおり解嘱及び委嘱しました。
つきましては、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条及びかすみがうら市教育委員会事務専決規程第2条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものです。
解嘱した者、委嘱した者、委嘱期間につきましては、12、13ページ
をご覧くださいと思います。
説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 質疑が無いようですので、報告第10号については、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、報告第10号については、報告のとおり承認されました。
次に、報告第11号「かすみがうら市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。
事務局、生涯学習課より、説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、資料14ページをご覧ください。
報告第11号「かすみがうら市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」、令和2年6月23日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名
でございます。

かすみがうら市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について、かすみ
がうら市公民館設置及び管理等に関する条例第18条第3項の規定に基
づき、別紙のとおり解嘱及び委嘱しました。

つきましては、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規
則第3条及びかすみがうら市教育委員会事務専決規程第2条第2項の規
定により報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

解嘱した者、委嘱した者、委嘱期間につきましては、15、16ページ
をご覧くださいと思います。

公民館運営審議会委員とは、かすみがうら市公民館の適正な運営を図る
ため、社会教育法の規定に基づき、かすみがうら市公民館設置及び管理等
に関する条例において設置しているものでございます。

役割は、公民館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画や実施
について、調査審議し答申するものでございます。

また、公民館の事業に関しまして、意見を述べることもできます。

現在、委員は15名で学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者
により組織されており、任期は2年間となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたし
ます。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 質疑が無いようですので、報告第11号については、報告のとおり承認
することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、報告第11号については、報告のとおり承認されました。
次に、議案第14号「かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する
規則について」を議題といたします。
事務局、学校教育課 教育指導室より、説明をお願いいたします。

教育指導室長 それでは、資料17ページをご覧ください。
議案第14号「かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則に
ついて」、令和2年6月23日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名
でございます。

かすみがうら市立学校管理規則の一部を改正する規則について、別紙の
とおり改正したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の
規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業日によって、今年度
の授業時数の確保、児童生徒の学びの保障が課題となっております。そこ
で授業時数確保のために、学校管理規則の一部を改正するものでございま
す。

18ページをご覧ください。

主な変更点といたしまして、令和2年度における休業日の特例として附
則を3項加えるものです。

創立記念日及び県民の日を授業日へ、夏季休業日の「7月21日から8
月31日まで」を「8月11日から8月21日まで」へ、冬季休業日の「1

2月24日から翌年1月6日まで」を「12月26日から翌年1月3日まで」とし、授業時数の確保を図っていく予定でございます。

これにより、文部科学省が示している授業時数の1,015時間に対して、授業時数確保の困難な中学校3年生で1,033時間、小学校6年で1,054時間の授業時数が確保されることとなります。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

教 育 長 質疑が無いようですので、議案第14号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。
以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。事務局から議題1件を追加したいとの申し出がありました。
本日の議題に追加してよろしいかお伺いいたします。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、本日の議題に追加することにいたします。
それでは、追加議題を配付願います。

（「追加議題」の配付）

教 育 長 それでは、議案第15号「かすみがうら市学校給食費徴収規則の制定について」を議題といたします。
事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

学校教育課長 それでは、資料1ページをご覧ください。
議案第15号「かすみがうら市学校給食費徴収規則の制定について」、令和2年6月23日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。

かすみがうら市学校給食費徴収規則の制定について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

この規則につきましては、令和3年4月からの学校給食費公会計化に向けて整備を進めるものでございます。

要点のみ説明をさせていただきますが、初めに第4条第1項の学校給食費の額につきましては、学校で実施しております給食費と同額で小学校児童が月額4,100円、中学校生徒及び教職員等が月額4,600円となっております。

また、第4条第2項の学校給食費1食当たりの単価につきましても、これまでと同額で小学校児童が240円、中学校生徒及び教職員等が270

円となっております。

次に、第5条第2項の学校給食費の納付方法でございますが、これまでと同様に銀行等の口座振替の方法により実施する予定でございます。

その他については、資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

委 員 この規則は、かすみがうら市立学校の給食の提供を受けようとする児童等の保護者及び教職員等に対して規定したものだと思っておりますので、一般の方が見たときに市立学校の給食費徴収規則だと分かるよう、題名に「立」を加え「かすみがうら市立学校給食費徴収規則」としてはどうですか。

教 育 長 ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

教 育 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第15号については、ただいまご提言いただきましたとおり、題名に「立」を加え「かすみがうら市立学校給食費徴収規則」とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、可決されました。

以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。

次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。

学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

学校教育課長 (学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

生涯学習課長 (生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

スポーツ振興課長 (スポーツ振興課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教育指導室長 (学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

生涯学習課長 (歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(千代田中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(下稲吉中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いします。

委 員 旧宍倉小学校跡地に「かすみがうらウエルネスプラザ」が設置されましたが、誰が管理者となっているのですか。

生涯学習課長 指定管理者制度を導入しており、株式会社フクシ・エンタープライズという会社が管理しております。

教 育 長 その他ございますか。

委 員 ー委員へお聞きしたいのですが、学校で様々な対策を講じているわけですが、ご自身の子どもの様子をお話いただけますか。

委 員 学習については、オンライン授業の復習をしています。
これから暑くなるので、水筒を2本持参しても良いとされていますが、低学年の児童には重くて肩に負担がかかるようなので、ペットボトルのラベルを剥し名前を書いて持たせることを認めてもらうことはできないのかなと思うのですが。

教 育 長 ー委員の提言につきましては、本日、校長会がありますので、そこで協議したいと思います。

委 員 生涯学習課やスポーツ振興課が苦勞をしながら進めてきた様々な企画が全て中止となっています。かすみがうら市内においては、新型コロナウイルス感染症の感染者がいないことから、少しずつ開催しても良いのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

生涯学習課長 職員には、全ての事業を実施することができる体制を整備して、やることを前提に準備をするよう、お願いをしています。

なお、その時の状況に応じて、実施できるもの及びできないもの並びに規模を縮小するなどの判断をしています。

生涯学習フェアにおきましても、集客する場所がなく実施することはできないのですが、文化祭のような作品展示については可能なものもありますので、生涯学習フェアは中止になっても、実行委員会は開催したいと考えております。

また、最終判断は対策本部と相談しながら決定していく予定ですが、なるべくできることを考えながら進めていきますので、ご理解をいただきたいと思います。

教 育 長 その他ございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 無いようですので、続いて、その他の事項に移ります。

それでは、「学校再開に伴う今後の教育活動について」と併せまして、6月18日付けで市議会議員の矢口龍人氏、佐藤文雄氏、設楽健夫氏、宮嶋謙氏の連名により「緊急申し入れ書」の提出がされました件について、事務局、学校教育課 教育指導室より、説明をお願いいたします。

教育指導室長

それでは、資料33、34ページをご覧ください。

6月8日に学校を再開することができました。その中で現在、新型コロナウイルス感染症への様々な対策を行いながら各学校で新しい生活様式を模索しているところでございます。

また、児童生徒の学びの保障をしていくために、夏季休業日、冬季休業日を短縮するとともに、県民の日、創立記念日を授業日として授業時数の確保に努めていきたいと考えております。

学校給食につきましては、本市では各校の単独調理場での調理となっております。夏季は、調理室・配膳室が高温となり例年給食の提供をしていない7月下旬から8月にかけては、学校給食衛生管理基準に定められた温度・湿度を保ち安全な給食の提供が困難であると判断し、給食は7月22日までとし、7月27日からの週はお弁当で冷房の効いた部屋で管理することにいたしました。

しかし、霞ヶ浦中学校、霞ヶ浦南小学校、霞ヶ浦北小学校では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、スクールバスのピストン運転を行っており乗車率を50%としていることから、4時間の授業を行いますと2便目の児童生徒の帰宅時間が午後1時を大きく過ぎてしまうことから、この3校につきましては、8月中もお弁当を持参することとし、5時間の授業を行うことで対応をしていきます。

その他の学校につきましては、その分の時間を15分ずつに分割し、モジュール学習を導入して授業時数を確保することで市内の学校で差が生じないようにしていきたいと考えております。

34ページは、どの学校が何時間の授業で、いつ、給食かお弁当かが分かる資料となっておりますのでご確認いただければと思います。

また、6月18日付けでかすみがうら市議会議員の矢口龍人氏、佐藤文雄氏、設楽健夫氏、宮嶋謙氏から緊急申し入れ書が提出されました。

内容は、7月27日から8月31日までの学校給食の提供及び提供ができない場合は、弁当の準備ができない保護者などの希望者に昼食の仕出しを手配することです。

昼食の仕出しにつきましては、市内の業者をご紹介いただきましたが、問い合わせをしたところ、保冷車がなく対応できないとの回答がございました。他の業者を含め可能性を探りながら校長会でも相談をしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長

ただいまの説明について、何かご意見等がございましたらお願いいたします。

委 員

私の子どもは、お弁当のことを話したところ、あまりお弁当を持っていくという機会がないのですごく喜びました。

また、お弁当を作れないというのは、どうなのかと思います。おにぎり1個でも2個でも作ってあげて、それができないのであればコンビニエンスストアで購入したものを弁当箱に詰めるなどは可能だと思うのですが。

教 育 長

――委員さんから何かございませんか。

委 員 資料34ページの夏季休業日を授業日とした授業予定表ですが、お弁当を持参する学校と持参しない学校を比較したときに、同じ授業時数を確保できるということで理解してよろしいでしょうか。

教育指導室長 霞ヶ浦中学校、霞ヶ浦南小学校、霞ヶ浦北小学校に関しましては、本来4時間授業としたいところ、スクールバスの関係により帰宅時間が遅くなる児童生徒がいるため、5時間にしております。

小学校は朝の時間に15分ずつ足すことにより授業時数を確保することが可能なのですが、中学校は教科担任制のため確保することが難しく、各校長と話し合った結果、それと同じ時数を別途確保し、同じ授業時数となるよう進めております。

教 育 長 ー委員さんから何かございませんか。

委 員 学校が再開しましたが、子どもたちの様子に変化はありましたか。

教育指導室長 新型コロナウイルス感染症の感染を心配して休んでいる児童生徒数は、初日の8日に2名、12日に1名おりましたが、あとは通常どおり登校しております。

しかし、長く家庭にいた影響なのか様々な家庭内トラブルや心の不安定な部分も見られますので、学校と注意しながら対応しているところです。

教 育 長 ー委員さんから何かございませんか。

委 員 家庭でゲームをする生活に慣れてしまったために規律ある学校へ登校できない子どもたちがいると思うので、第2波、第3波が来た時にどのような対応をするか、学校が再開されたら再び学校へ行きたいと思える体制をどのように作るか等を校長会で考えていただきたいと思います。

教 育 長 市民の声を受けて市議会議員の皆さんから緊急申し入れ書が提出され、どうしても学校給食の提供ができない場合には仕出しを手配するよう要望もありますので、仕出しを希望する方がどの程度なのか、配達はあるのか、温度管理や食物アレルギーへの対応も含めて、様々な問題を解決できなければ、安全な給食の提供が困難であることから、お弁当を持参することを願うことを基本的な方針として、進めていくよう考えておりますのでご理解いただければと思います。

その他ございますか。

教 育 部 長 現在、令和4年度の開校に向けて、(仮称)千代田中学校区義務教育学校整備工事を進めているところでありますが、6月11日に開札がございまして仮契約の準備を進めているところでございます。

こちらは、議会の議決に付さなければならない契約となりまして、工事請負の場合、契約の予定価格が1億5,000万円、厨房機器の動産の買入れの場合、予定価格が2,000万円以上となります。

総務部と調整中ではありますが、7月中旬ごろに市議会臨時会を開催していただきまして議案を提出し、議決後に本契約ということで考えているところでございます。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条において、「議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教

育委員会の意見をきかなければならない。」とされていることから、教育委員会臨時会を開催する運びとなりますので、その際は、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご意見等がございましたらお願いいたします。

委 員 いつ頃になりますか。

教 育 部 長 まだ、市議会の日程が決まっておりませんので、決まり次第、市長から教育委員会へ対し意見を求められることとなります。その後、ご連絡をさせていただきます。

教 育 長 続いて、その他報告事項又は質問等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思ひます。
次回の教育委員会7月定例会は、令和2年7月28日(火曜日)午前9時から、霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 それでは、そのようにいたします。
以上で、本日の教育委員会6月定例会を閉会いたします。
お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事 務 局 起立、礼。

閉会 午前10時27分